

【特許法】

欧州統一特許裁判所 (UPC) 最新実務動向 アップデート



大江橋法律事務所 弁護士
鷲見 健人

▶ PROFILE

kento.sumi@ohehashi.com

第1 はじめに

欧州統一特許裁判所 (Unified Patent Court) (以下「UPC」といいます) は、2023年6月に運用が開始されてから約3年が経過し、欧州における特許訴訟の中心的な役割を果たしてきました。特に2025年2月25日に、EUの最高裁判所である欧州連合司法裁判所 (CJEU) が下したBSH判決 (C-339/22, BSH Hausgeräte GmbH v. Electrolux AB)^{注1}は、UPCの裁判管轄権を大幅に拡張し得るものとして、欧州でビジネスを展開する企業にとって重大な意味を持つこととなりました。

本稿では、UPCの概要を改めて簡単にご説明した上で、統計情報を基に、UPCの最新動向をご紹介します。その上で、BSH判決の内容とその意義、BSH判決以後のUPC判決の概況について解説いたします。

第2 UPCの概要

欧州特許 (European Patent) (以下「EP」といいます) は、欧州特許庁 (以下「EPO」といいます) による一括審査を経て特許査定を受け、各国に有効化 (Validation) されることにより権利化されます。もっとも、これまでEPの権利行使は、各国の国内裁判所で個別に行う必要があると理解され、かつ、そのような実務が定着していました。また、EPOで特許査定が出された後には、第三者がEPOに異議申立て (Opposition) を

行う期間が設けられていますが、その期間経過後に特許を無効化するには、各国の国内裁判所で特許無効訴訟を個別に行う必要がありました。そのため、国ごとの権利行使や特許無効訴訟に伴い生じる多大なコストや、各国裁判所の判断の一貫性の欠如が長年大きな問題として指摘されていました。

これらの課題を解決するために設立されたのが欧州統一特許裁判所、すなわちUPCです。UPCは、UPC加盟国で単一の効力を有する単一効特許 (Unitary Patent) (以下「UP」といいます) 及び従来の欧州特許 (EP) に関する訴訟を一元的に取り扱う国際裁判所です。UPCが設立されたことにより、特許権者は1回の特許侵害訴訟で、UPC加盟国 (現在18か国) 全体で執行可能な差止命令、損害賠償命令等を得ることが可能となりました。他方で、特許権者は、1回の特許無効訴訟で、UPC加盟国全体をカバーする特許が無効とされるセントラルアタックのリスクを負うことにもなりました。

なお、UPC加盟国の主要国としては、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー等が挙げられます。これに対し、EU加盟国ではあるものの、スペインやポーランド等はUPCには加盟していません。EU加盟国ではないイギリスやトルコ等は、そもそもUPCに加盟することはできません。

^{注1} <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62022CJ0339>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 UPCの最新動向

1 訴訟件数の増加

2023年6月の運用開始以来、UPCは欧州の特許訴訟の裁判地として積極的に活用されてきましたが、特に2025年以降、特許侵害訴訟の件数は顕著に増加しています。UPCが2026年4月30日に発表した2025年年次報告書^{注)2}によると、2024年の特許侵害訴訟の提訴件数は164件であったのに対し、2025年は266件と60%以上も増加しています。

この増加傾向には様々な要因があり得ますが、最も大きな要因は、運用開始後、裁判例が蓄積し、実務が確立されてきたことで、特許権者が提訴後の見通しを持ちやすくなった点にあると考えられます。運用開始当初は、新たな組織の下で、かつ、新たな実体法・手続法の下での特許訴訟となるため、どのような手続で進められ、どのような判断が下されるのか等、必ずしも見通しが立たない中で、皆が手探りで戦わざるを得ない実務環境にありました。しかし、実務が安定し、手続の不明瞭さが拭い去られた上で、後述の極めて迅速な訴訟手続や、プロパテントな傾向等のメリットが目立つようになったことから、特許侵害訴訟の増加に至っているものと思われる。

事件数の増加に伴い、UPCも裁判官の拡充、合議体の増設等に積極的に取り組んでおり、今後も引き続き影響力を拡大させる意欲を見せています。

2 迅速な訴訟手続

UPCで最も注目を集める特徴の一つが、その迅速な訴訟手続です。UPCにおける手続準則を定めたRules of Procedure (RoP)には、各当事者が提出すべき書面と書面提出期限が詳細に規定されており、この提出期限を徒過することは原則として許されません。

例えば、侵害訴訟の被告は、訴状を受領してから3か月以内に答弁書を提出する必要がありますが、特許無効を主張する場合は、答弁書と同時に無効の反訴 (Counterclaim for revocation) を提出する必要があります (RoP 23, 25)。このタイミングで無効の反訴が提出されなければ、その後に特許の無効理由を主張したとしても考慮されません (Swarco v. Strabag (ウィーン地方部・2025年1月16日)等)。したがって、被告としては、訴状受領後、速やかに先行文献調査等を行い無効理由を構築する必要があります。

UPCは、このような厳格かつ迅速な訴訟進行によって、提訴から1年以内に、充足論と無効論に関する最終口頭審理を行うことを目標に掲げています (RoP Preamble 7)。UPCでは、口頭審理から6週間以内に判決が下されることになっています (RoP 118)、この目標が達成される場合には、提訴から1年2か月以内には第一審の判決に至るスケジュールとなります。

暫定的手続の申立て (Applications for provisional measures。通常、暫定的差止命令 (Preliminary Injunction) が求められます) について、手続準則では具体的な書面提出期限は設定されていませんが、実務上は、被申立人に対して更に迅速な対応を要求します。暫定的手続の申立ては、一定の要件を充たす場合には被申立人の意見を聞かない ex parte の手続で行うことも可能ではあるものの (RoP 212)、一般的には、被申立人の意見を聞く inter partes の手続で行われるケースの方が多くあるものと思われます。もっとも、被申立人に反論書面提出の機会が与えられるとしても、その書面提出期限は1か月以内に設定されるケースが多いようです。現に、2025年年次報告書を見ると、2025年に申し立てられた暫定的手続の事件終了までの平均日数は97日間であったことが報告され

注)2 https://www.unifiedpatentcourt.org/sites/default/files/upc_documents/UPC_AR_2025_HD.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ています。申立てから約3か月で裁判所の命令が下されることを踏まえると、被申立人に与えられる反論準備の期間がいか

に短いかが窺えます。
このような迅速な訴訟手続は、特許権者がUPCを使用して侵害行為の差止めを求める強いインセンティブとなっており、かつ、その対応コストの重さから実施者が早期に和解するインセンティブとなっています。

3 裁判地の集中

統一特許裁判所条約(以下「UPCA」といいます)における規定上、侵害訴訟の提起又は暫定的手続の申立てを行う原告は、原則として、右のいずれかの地方部又は地域部を選択して提訴することができます(UPCA Art. 33(1))。

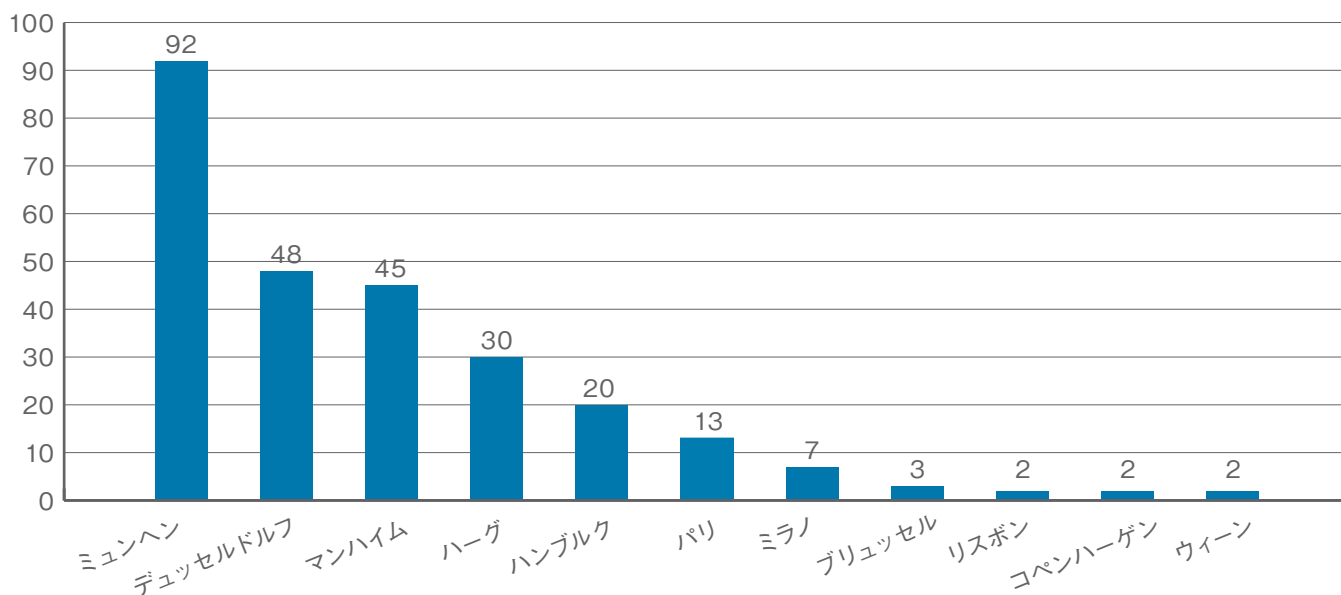
(a)実際の侵害が生じた又は生じ得る加盟国に設置された地方部又は地域部

(b)被告(複数いる場合はそのうちの1名)が所在する加盟国に設置された地方部又は地域部

そのため、侵害品がUPC加盟国で広く流通している場合は、上記(a)に基づき、原告は任意に裁判地を選択することが可能となります。

実際の統計を見ると、侵害訴訟の提訴地としてはドイツの地方部が圧倒的な人気を誇っています。以下のグラフは、2025年における侵害訴訟の提訴地別の件数を示したものです。

侵害訴訟件数／提訴地別(2025年)



特許権者に最も人気の提訴地はミュンヘン地方部となっており、また、全体の約77.6%がドイツ国内の地方部となっています。ドイツがこれほど選ばれる理由は、ドイツ国内における特許訴訟件数がもともと年間600件~800件以上と、欧州の中でも群を抜いて多く、そのためドイツの裁判官は特許に関する経験が非常に

豊富であり、判決の予測可能性が高いと考えられているためです。なお、近年はオランダのハーグ地方部の人気も高まっています。2024年末までにハーグ地方部に提訴された侵害訴訟の件数は僅かに12件でしたが、2025年年次報告書によると、2025年だけで30件(全体の11%)が提訴されました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 手続言語の変化

UPCにおいて侵害訴訟を提起する場合、手続言語はその裁判所が所在する加盟国の公用語、又はその加盟国が別途指定した言語のいずれかを、原告が選択することとなっています(UPCA Art. 49)。現在、英語が公用語ではない国であっても、全ての地方部で「英語」が指定言語とされているため、原告はUPC加盟国のどの地方部に提訴する場合でも、最初から英語を手続言語として選択することが可能な状況にあります(Language of Proceedings | Unified Patent Court)注3。

この3年間で、訴訟手続に使用される言語は大きく変化してきました。2023年6月の運用開始後、最初の半年間で提訴された訴訟における手続言語は、ドイツ語が約49%、英語が約40%でした。もっとも、その後は英語の割合が増加し、2025年に提訴された侵害訴訟のうち、約67%が英語、約30%がドイツ語と逆転しました。これは、ドイツ人裁判官は英語が堪能であり、運用開始後、問題なく英語での実務が可能であることが周知となったことや、制度上、合議体には必ず外国人裁判官が含まれるため、いずれにせよ合議体における協議は英語で行われる傾向にあること等も要因の一つのようです。

第4 UPCの国際裁判管轄権

1 BSH判決の概要

従来、被告居住国であるEU加盟国の裁判所に提起された特許侵害訴訟において、①特許権者が同国特許に加えて外国特許の侵害を主張し、②これに対して被告が当該外国特許の無効の抗弁を主張した場合、ブリュッセルI bis 規則24条4項(特許等の権利の登録又は有効性に関する訴訟については、その論点が訴訟の形で提起された場合であれ、抗弁として

主張された場合であれ、登録国の裁判所が専属管轄権を有することを定めた条項)の適用により、裁判所は、無効の抗弁について管轄権を有さないだけでなく、当該外国特許の侵害訴訟に関する管轄権をも失う、とする見解が支配的でした。特許無効の抗弁は多くの特許侵害訴訟で主張されるため、本解釈によれば、事実上、特許権者がEU加盟国の裁判所において外国特許の侵害に対する救済を求めることは困難である(すなわち、同一被告が複数国にわたり特許侵害をしている場合であっても、特許登録国の裁判所ごとに権利行使せざるを得ない)と考えられてきました。

しかし、BSH判決において、CJEUは、上記の支配的見解を覆す判断を下しました。BSH判決によれば、①EU加盟国の被告居住地の裁判所が外国特許の侵害訴訟について管轄権を有する場合であって、②被告が外国特許の無効の抗弁を主張した場合、当該裁判所の管轄権は、大要、以下のとおり整理されることになります。

(A)外国特許がEU加盟国の特許の場合

▶裁判所は、特許無効の抗弁について管轄権を有しませんが、侵害訴訟の管轄権は失いません。ただし、被告が特許登録国で特許無効訴訟を提起し、かつ、侵害訴訟の裁判所が、登録国の裁判所で特許が無効と判断される合理的で無視できない可能性がある("a reasonable, non-negligible possibility")と判断した場合には、訴訟手続を停止できます。

(B)外国特許がEU非加盟国の特許の場合

▶裁判所は、特許無効の抗弁について管轄権を有し、侵害訴訟の管轄権も失いません。ただし、特許の有効性に関する管轄権は、その判断が特許登録国における特許の存在・内容に影響しない限度で(inter partesの限り)、認められます。

注3 <https://www.unifiedpatentcourt.org/en/court/language-proceedings>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 UPCに対する影響

ブリュッセルI bis 規則において、UPCもEU加盟国の裁判所とみなされるため(規則71a)、BSH判決が示した国際裁判管轄権のルールはUPCにも直接適用されます。そのため、BSH判決に従えば、UPCは、UPC加盟国のEPのみならず、UPC非加盟のEU加盟国(上記(A))やEU非加盟国(上記(B))のEPに基づく特許侵害訴訟も審理可能ということになります。

その後、UPCにおいて、BSH判決に追従する複数の第一審判決が下されています。以下、概要を簡潔にご紹介いたします。

(1) Fujifilm v. Kodak (マンハイム地方部・2025年7月18日)

本件では、EU非加盟国であるイギリス特許(EP)に基づく侵害訴訟及びイギリス特許(EP)の有効性に関するUPCの国際裁判管轄権が争点の一つとなりました。マンハイム地方部は、UPCはドイツ法人であるKodakら被告所在地の裁判所であるところ、BSH判決の上記(B)に従い、UPCはイギリス特許(EP)の侵害訴訟に関する裁判管轄権を失わない上、イギリス特許(EP)の有効性に関しても、inter partesの限度では裁判管轄権を有すると判断しました。

その上で、マンハイム地方部は、イギリス特許(EP)が有効であり、被告製品はイギリス特許(EP)を侵害すると認定し、UPCとして初めて、イギリスにおける特許侵害の差止め、及びイギリスにおける過去の特許侵害に対する損害賠償等の支払いを命じる判決を下しました。

なお、マンハイム地方部は、イギリス特許(EP)の侵害・非侵害の判断を行うに当たり、(UPCの実体法であるUPCAではなく)イギリス特許法を適用して判断しています。このように、UPC加盟国外における特許侵害は、特許登録国の法律を準拠法として判断されることには留意する必要があります。

本稿の脱稿後、2026年6月2日に控訴審判決が下されました。控訴裁判所は、国際裁判管轄権に関するマンハイム地方

部の判断は支持しましたが、被告らによるイギリス特許(EP)の侵害が立証されていない等として、第一審判決を取り消し、原告の請求を棄却しました。控訴裁判所は、UPCの国際裁判管轄権に関して、BSH判決を更に具体化したルールを述べています。重要な判決であり、別稿で紹介したいと考えていますので、ご興味がある方は弊所の知的財産Newsletterをご覧ください。

(2) Dyson v. Dreame (ハンブルク地方部・2025年8月14日)

UPCの国際裁判管轄権を更に広げ得るケースが、こちらのDyson v. Dreameです。本件では、原告Dysonが被告Dreame及びEurepを含む4社に対して、UP及びスペイン特許(EP)に基づき、UPC加盟国及びスペインにおける暫定的差止めの申立て等を行いました。

本件で注目されている論点は、香港法人であるDreameによるスペイン特許(EP)の侵害(UPC非加盟国の特許侵害)について、UPCが裁判管轄権を有するか否かという点です。

原告は、ドイツ法人である共同被告Eurepが、Dreameが製造販売する侵害品を欧州で販売する上でのEAR(European Authorized Representative)であり、Eurepは仲介者(Intermediary)としてスペイン特許(EP)を侵害しているところ、①UPCはドイツ法人Eurepの所在地の裁判所であるためEurepによるスペイン特許(EP)の侵害について裁判管轄権を有すること(BSH判決の上記(A))、②Eurepに対する請求とDreameに対する請求は密接に関連し、ブリュッセルI bis 規則8条1項(共同被告の特例)の要件を満たすことから、Dreameに対する請求もUPCが裁判管轄権を有すると主張しました。すなわち、EurepをAnchor Defendantとして、UPCのDreameに対する裁判管轄権を及ぼそうと試みました。

ハンブルク地方部は、原告の請求を認め、Dreame及びEurepに対してスペインにおける暫定的差止めを命じました。これに対し、控訴裁判所は、2026年3月6日、上記の論点について、UPC

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

として初めてCJEUに対する先決裁定の付託を行いました。本論点は、欧州でEARを用いて製品を販売する日本企業にも直接的に関わる重要な論点であり、CJEUによる判断が待たれます。

第5 最後に

現在、UPCは、欧州における特許訴訟の中心的な役割を果たしており、その影響力は益々増大していくことが予想されます。とりわけ、提訴前に十全な準備を行うことのできる特許権者と、極めて迅速な初期対応が求められる実施者との非対称性や、プロパテントな傾向、国際裁判管轄権の拡大等もあいまって、今後も特許権者が積極的にUPCを活用していくことは必至といえます。

欧州に進出している日本企業の実務担当者としては、UPCの動向を注視し、自社が有する特許権の活用戦略を検討しつつ、他社からUPCに提訴された場合のアクションプランをあらかじめ検討しておくことが肝要であろうと思われます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。